

(様式 2)

「桐生市地域防災計画（修正案）」に対する意見提出手続の結果

- 1 意見の募集期間 令和2年12月15日（火）～令和3年1月13日（水）
- 2 意見の提出者数 1人（郵送1人）
- 3 意見の件数 138件
- 4 担当部課 共創企画部 防災・危機管理課
電話 (0277) 46 - 1111（内線 415）
ファクシミリ (0277) 43 - 1001
電子メール bosai@city.kiryu.lg.jp

5 提出された意見の要旨と考慮の結果

「桐生市地域防災計画（修正案）」について意見募集を行った結果、以下のとおりご意見を頂きましたので、ご意見に対する市の考え方を付して公表させていただきます。今後は、いただいたご意見を参考とさせていただきます。この度は、貴重なご意見、ご指摘をお寄せいただき誠にありがとうございました。

(1) 桐生市地域防災計画（修正案）についての意見

番号	意見の要旨	考慮の結果（意見に対する市の考え方）
1	・表紙 細かく分類（風水害・雪害対策編、事故災害対策編、火災対策編、水防計画編）されているが、例えば、冬季に震災が起きた場合、何編を見ればよいのか。震災対策編だけでよいのか、雪害対策編なのか、火災対策編なのか、すべてなのか、良く分からない。参考に、前橋市、高崎市は、これら防災計画は1本化されていて、各章で分かれている。災害が生じた場合、地域防災計画を見ればよい。桐生市の場合、細分類されているために、上記の問題がある。各編をまとめる必要があるのではないか。逆に、細分化しておく（前橋市、高崎市方式と異なる）合理的な理由はあるのか。あれば、示すべき。	対応を要する災害事象を念頭にして編成しています。また、当構成は、群馬県地域防災計画の構成に準じたものに、水防計画編を加えたものとなっています。
2	・表紙 桐生市防災会議と銘打ってあるにもかかわらず、以降、桐生市防災会議の組織が記述されていない。	桐生市防災会議条例については資料編1-3に、桐生市防災会議運営規程については資料編1-4に、また、桐生市防災会議の組織（委員一覧）については資料編1-5に掲載しております。
3	・目次 ページ番号が総－〇、予－〇、応－〇、復－〇、航－〇、鉄－〇、道－〇、危－〇、・・・と細かく分類されているが、災害時に、大多数が同じページをすぐに確認できるのか。防災会議中に「道－3を開いてください」と言われて、数秒で開けるのか。総、予、応、・・・なんだっけ？鉄の次か・・・とならないか。議論のさなか、「それは応－5記述してあります」と言われれば、すぐに開けるのか。総、	今回の見直しでは、各種災害ごとに対策編を設けたことにより、計画全体が多頁なものとなりました。そのため、対策編ごと、風水害・雪害対策編及び震災対策編については章ごとにページ番号を改めました。

	<p>予、応、復、航、鉄、道、危・・・の順番も意味不明（誰もがわからない、分かるのは作った人たちだけ）であるため、結局のところ、そのページにたどり着くのに非常に時間がかかる。災害時の本なのに、1分1秒大切なときに、この本を見ながら関係者で協議する場合に、本当にこのページ番号で良いのか。このページ番号とする、合理的な理由はあるのか。あれば示すべき。</p>	
4	<p>・総-1 文章量が少なく、ほとんどが余白。防災計画の最初のページがこの表現だと、大丈夫なのかと不安になる。なお、節ごとの表記としていけば、予-37では14節と15節が同ページであるため、どちらかが間違っている。</p>	<p>節でページを改めるため、風水害・雪害対策編第2章15節のページを改めました。</p>
5	<p>・総-4 県の機関として5つの機関が明記してあるが、5つの機関だけでよいのか。県HP (https://www.pref.gunma.jp/cate_list/ct00001645.html)によると、かなり多くの機関が示されている。災害となれば多くの機関が必要とされると容易に想像できるが、本当に5つの機関だけなのか。例えば震災で多くの避難者が発生した際、県管轄の大型スポーツ施設を避難所に活用する検討を行う際も、この5機関だけで対応可能なのか。</p>	<p>桐生市を所管地域としている県の機関を掲載しております。その他機関の記載については今後検討します。</p>
6	<p>・総-5、6、7 指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他公共的団体等及び防災上重要な施設の管理者についても、総-4同様、記述分だけで大丈夫か。また、処理すべき事務又は業務の大綱とあるが、いつ、だれが定めたものなのか。明記されていないため不明である。</p>	<p>意見番号5と同様に、桐生市を所管地域としている国等の機関を掲載しております。また、業務の大綱については、群馬県地域防災計画のものを基本としておりますが、市と機関が個別の協議のうえで決定したものもあります。その他機関の記載については今後検討します。</p>
7	<p>・予-2 河川事業は水防法により実施されると記述されているが、別冊の水防計画編との関連性を記す記述が全くない。一方、別冊の水防計画編でも水防法による施策が記述されており、無駄に分けた理解しにくい計画編になっている。これでは、水防のために、本計画編以外に、別冊水防計画編も併せてみていく必要が出てくる。</p>	<p>水防計画については、水防法により定めることとされており、これまで桐生市地域防災計画と桐生市水防計画は別々に存在していました。令和元年東日本台風等の経験を踏まえ、水防も含めた防災行政の見直しを行い、今回の桐生市地域防災計画の修正において水防計画編として一本化しました。ご意見については今後の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>・予-2 第1節タイトル中、河川管理者(都市整備部、県県土整備部、関東地方整備局)とあるが、以下の文では、国は国土交通省であり関東地方整備局ではなく、県は河川課であり県県土整備部ではない。なお、以降のページにおいて、誤記などが多数見受けられる。県県土整備部、県(県土整備部)の表記もある。</p>	<p>県内の国管理の河川について、実働は関東地方整備局となるため、このような表記としております。また、節タイトル中の担当部署については部局表記とします。 括弧書きの表記について、統一しました。</p>
9	<p>・予-2</p>	<p>担当課の表記については、今後検討します。</p>

	国は国土交通省、県は河川課と担当を明記しているにもかかわらず、市の担当は明記されていない。市の計画であるにもかかわらず、なぜ、市の担当を明記しないのか。	
10	・予-3 予-2 と同じく、砂防事業の推進の節のタイトル中、共創企画部、都市整備部、県(県土整備部)、関東地方整備局とあるが、以下の文では、県は砂防課であり県(県土整備部)ではない。市と県と国の表記も間違えやすく、再度整理が必要である。どの部署が市、県、国に属しているのか理解できない。	担当課については、同節内でも業務により担当課が異なる場合があり、節タイトル中の担当部署に全ての担当課を列挙することが難しい節もあるため、節タイトル中は担当部局の表記としています。 表記の仕方については、引き続き検討します。
11	・予-4 市の計画であるにもかかわらず、国と県に対策を要求するだけで、市は何を対応するのか不明である。市は、〇〇する。との文言が一切ない。全くの無責任である。	国、県、市町村それぞれの管理・所管があるため、業務内容によっては、要請することのみのものもありますので、ご理解ください。
12	・予-6 タイトル中の、共創企画部、都市整備部、地域振興整備局、消防本部、県(県土整備部、環境森林部、総務部)、警察、関東地方整備局、関東森林管理局、道路管理者、鉄道事業者とあるが、警察は県であり、道路管理者は市、県、国がある。この表記では誤解を招く表現であり、全ページを再整理して、見やすくすべきである。また、タイトルと、以下の文中の担当課が間違っているため、修正が必要。	本文中担当課について見直しました。 なお、道路管理者の表記については、「各道路管理者」のように国、県、市町村と関係する内容があるためこのような表記としています。
13	・予-8 これまでの表記と違い、市と県になっている。上記との整合性がおかしい。誤記や整合性など、事前に修正できるものがされていない。完成度が低い。	記載について見直しました。
14	・予-9 節タイトル中の、総務部、保健福祉部、都市整備部、教育部、県、施設管理者とあり、これまでの表記と違い、県が一まとめになっている。整合性がない。	記載について見直しました。
15	・予-9 学校施設の災害予防については、学校建物の公共性、教育効果の向上等十分考慮し、・・・とあるが、教育効果の向上とは具体的に何を示しているのか。公共性は理解できるが、教育効果の向上については、具体的な示しがないと理解できない。	教育効果は、教育がもたらす学びや習熟の量や度合いのこととありますが、本計画上では内容については取り扱いません。
16	・予-9 4 建築基準の遵守指導 市及び県(建築課)は、住宅を始めとする建築物の風水害及び雪害に対する安全性を確保するため、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に定める構造基準の遵守の指導に努めるものとする。とあるが、全くもって当たり前のことであり、記述する必要があるの	通常業務の延長ではありますが、災害予防に当たり、市が行うこととして記載しております。

	か。	
17	<p>・予-9 法律を引用する際、『』で示すものと、そうでないものが混在している。また、制定年を記述するものとそうでないものも混在している。統一すべき。</p>	記載について見直しました。
18	<p>・予-10 節のタイトル中の記述について、ライフライン事業者の中に、なぜ水道が入っていないのか。水道局は市に含まれるのは理解できるが、防災計画、ライフライン事業者と考えるのが当然ではないか。 また、ライフラインについては、様々な種類があるため、この記述のように一様に扱うことは不適切ではないか。例えば、ガス、電気、水道、石油、通信とすれば最優先は水道であることは明らかである。市は水道局を所管しているにも関わらず、他のライフラインと一様に扱っているのは非常に防災意識が低いと言わざるを得ない。</p>	水道事業については市の事業であるため、その他のライフライン事業者と分けてあります。また、ライフラインそれぞれについて計画上で扱うことについては、今後検討します。
19	<p>・予-10 3 応急復旧用資機材の整備 なぜ、下水道管理者のみ、詳細な記述がされているのか。ほかの管理者に対しては、不要なのか、それとも下水道管理者だけ特別な事情があるのか。</p>	下水道管理者だけの特別な事情はありませんが、その他事業者との体制整備についても引き続き検討します。
20	<p>・予-11 一般住民との記述があるが、一般でない住民がいるのか。定義を示されたい。地域住民、住民といった違いがあるが、使い分けているのか。</p>	記載について見直しました。
21	<p>・予-11 (以下、風水害・雪害対策編において、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」及び「災害発生情報」をまとめて「避難勧告等」という。)とあるが、多くの〇〇編があるなかで、この表記は非常に不親切である。××編ではそう言います、△△編では言いません、などと訳が分からなくなる。</p>	正式名称が長文や複雑になるものについては、初めは正式名称で記述し、それ以降省略するものについては括弧書きで省略する旨を記載するという形式をとっています。また、この形式を各編それぞれで行っていますのでご理解ください。
22	<p>・予-11 市は、ためらうことなく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、・・・とあるが、このご時世に何を“ためらう”のか。何かの基準を設けて、それを超える事象が起きれば機械的・強制的に発令するものと考えられるが、“ためらうこともなく”とわざわざ記述しているのだから、明確な基準以外のあいまいな判断(付度?)により発令していることを自ら暴露してしまっている。とんでもないことだ。</p>	桐生市においても避難勧告等の発令には判断基準を設けております。 「ためらうことなく」の記述については、国の防災基本計画において「市町村は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう…」という記述に修正されたことに伴い、追加したもので、「躊躇」が常用外の漢字であることから「ためらうことなく」としました。
23	・予-11	ご指摘のとおり分かりにくい点もあるため、記載

	<p>以上のような迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するためにあらかじめ整備しておくべき事項について、各種計画を推進するものとする。とあるが、言っている意味が分からない。対策を実施するためにあらかじめ整備しておく事項について、各種計画を推進・・・って意味わかりますか？何のこと？具体的に示してください。</p>	<p>について見直しました。</p>
24	<p>・予-12 節タイトル中の記述について、消防機関は市？また、タイトルと、以下の文中の担当課が違っているため、修正が必要。市の担当は明記されていない。文中で、県の担当課が記述されていたり、いなかったり。ひどい文章だとは思わないか。</p>	<p>消防機関は、消防本部、消防署、消防団の総称として使っています。また、県の担当部署について見直しました。</p>
25	<p>・予-13 避難勧告等について、・・・「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成するものとする。とあるが、予-11にあるとおり、発令時のあいまいな判断があるようでは基準やマニュアル等を作成しても全く意味を成さない。本計画の中で矛盾している。</p>	<p>桐生市においても避難勧告等の発令には判断基準を設けておりますので、このままとします。</p>
26	<p>・予-13 避難勧告の発令について細々と記述があるが、そこまで細かい記述であれば、最も肝心な発令者(市長)についても記述してみてもどうか。近年、災害対応時に首長が不適切な行動をとっていたことが事後明らかになり、問題化した事例がいくつかある。それらを教訓に本計画にこのように細々記述しているのであれば、最高指揮者の行動についても併せて記述してみてもどうか。</p>	<p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p>
27	<p>・予-13 都市農地とあるが、具体的にはどの農地か。通常の農地ではなく、都市農地と限る理由は何か。</p>	<p>都市農地は、都市の中で街と調和した農地とされていますが、広く農地が利用できることが有用と思われるため記載について見直しました。</p>
28	<p>・予-13 市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。とあるが、まず、ホームレスの定義は何か。避難時に住民票の有無が必要なのか。また、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。とあるが、地域の実情や心情から拒否された場合は、それでも“勘案”して、受け入れるのか。これは倫理の問題ではなく、このような文章であるがゆえに生まれる疑問・質問であり、つまりは、このような疑問が生じないよ</p>	<p>令和2年5月修正の防災基本計画に新たに記載されたものです。 なお、避難所での対応につきましては、このような場合に限らず、臨機応変な対応に努めて参りますので、ご理解ください。</p>

	うに文章修正が必要。	
29	<p>・予-13</p> <p>3 避難誘導訓練の実施</p> <p>市は、消防機関及び警察機関等と協力して住民の避難誘導訓練を実施するものとする。とあるが、この記述をするのであれば、規模や頻度まで決めるべきである。年1回以上、市民全員対象など。そうでなければ、いつまでも実施されなくても責任を取らない、意味のない計画となる。</p>	訓練の実施規模等について今後検討します。
30	<p>・予-15</p> <p>節タイトル中の記述について、下水道管理者は誰なのか。市ではないのか。下水道管理者が含まれるのに、上水道管理者(水道局)が含まれないのはなぜか。</p>	担当部署について見直しました。
31	<p>・予-15</p> <p>災害危険区域の種類を表にまとめ、土木関係と治山関係に分けているが、何か意味があるのか。土木関係の地区と治山関係の地区とで、どのように対応が異なるのか。対応が異なれば、文章中にその説明が必要であり、そうでなければ意味のない分類であり不要である。</p>	所管する国の機関により分類されています。その旨を追記しました。
32	<p>・予-16</p> <p>市、関東地方整備局、関東農政局及び県(河川課)は、・・・とあるが、これまで市、県、国の順番ではなかったか。順番がばらばらで、整理されていない。統一が必要。</p>	記載について見直しました。
33	<p>・予-16</p> <p>浸水想定区域をその区域内に含む市は、地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称及び所在地を住民に周知するため、これら事項を記述した印刷物いわゆるハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。とあるが、無意味に長く、理解し難い文章である。冒頭、“浸水想定区域をその区域内に含む市は、”についても、枕詞に重要な意味はなく、いたずらに文章を長くしているだけ。</p>	法令上必要な条件のため、記載してあります。
34	<p>・予-16</p> <p>土砂災害警戒区域をその区域に含む市は、・・・についても上記同様。</p>	法令上必要な条件のため、記載しております。
35	<p>・予-16</p> <p>市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際して、居住する地域の災害リスクや避難に関する情報の意味の周知に努める。また、住民が自宅に留まった場合、命の危険があるかどうかの確認をし、自宅では安全確保に限界がある住民については、指定緊急避難場所、近隣の堅牢な建物の上階、安全な地</p>	法令条文と同様に、同じ項の中で主語が同一の場合は、2文目以降の主語を省略しています。そのため、「また、」以降の文章についても主語は市となります。

	<p>区にある親戚・知人宅への避難や安全な地区での車中避難等、周辺の状況に応じた多様な対応方法への理解促進に努めるものとする。とあるが、住民が住宅に自宅に留まった場合、命の危険があるかどうかの確認は、いつ、誰がするのか。また、限界がある住民については、理解促進に努めるものとするのは、誰が誰に対して努めるのか。つまり、主語のない文章であり、修正が必要。</p>	
36	<p>・予-17 市は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者及び乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）・・・とあるが、予-11の表現と違うため統一が必要。</p>	<p>予-11は避難行動要支援者についての記述、予-17では要配慮者利用施設についての記述のためこのような表記となります。</p>
37	<p>・予-17 市は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なものがある場合には、地域防災計画において、これらの施設の名称及び所在地について定めるものとする。また、当該施設について、市は、地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。・・・とあるが、意味が分からない。 浸水想定区域内で洪水が発生した場合、要配慮者利用施設は、当然、避難が必要ではないか。なぜ、必要なものがある場合は、とするのか。また、当該施設について市は地域防災計画で・・・定めるものとするが、この計画ですでに定めているのか？そうであれば、どこの示してあるのか。示していないのであれば、一体何のことか。</p>	<p>記載について見直しました。 また、資料編 3-1 に浸水想定区域内所在の要配慮者利用施設一覧を記載しております。</p>
38	<p>・予-18 節タイトル中の記述について、下水道管理者は誰なのか。市ではないのか。下水道管理者が含まれるのに、上水道管理者（水道局）が含まれないのはなぜか。</p>	<p>記載について見直しました。</p>
39	<p>・予-18 水防管理者とは誰か。本文中には明記されていない。</p>	<p>水防管理者は、水防管理団体である市町村の長の他、水防事務組合の管理者の長等も含まれます。記載については今後検討します。</p>
40	<p>・予-18 市は、特別警報・警報・注意報等の気象情報について、避難勧告等の基準設定等防災体制の整備に際して、前橋地方気象台及び県に助言を求めることができる。とあるが、わざわざ記述することが必要なのか。記述しないと助言を求められないのか。このようなことまで記述すれば、すべての対応に“助言を求めることができる”旨の文言が必要となる。</p>	<p>群馬県地域防災計画にある「市町村からの求めがあった際に助言に努める」旨の記述と対になるもののため、記載しております。</p>
41	<p>・予-19</p>	<p>記載について見直しました。</p>

	章タイトル直下の枠内部分と、2 情報伝達の多ルート化及び情報収集・連絡体制の明確化の内容は同一であり、2 度も同じページで記述する必要はあるのか。	
42	・ 予-19 市は、防災行政無線、防災ラジオ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。とあるが、“努めるもの”なのか。必ず整備するものである。災害情報の連携は重要だと上記で記述してきたにも関わらず、結局のところ努力義務とする姿勢は、防災意識が低く、これまで記述してきた内容は嘘だったと言っているに等しい。一貫性が全くない。	連携の重要性を念頭に、既存のシステムの他、技術革新による新たな方式やシステムについて検討していくもののご理解ください。
43	・ 予-19 4 多様な情報の収集体制の整備についても、上記同様、必要であれば整備すべき設備・体制であるにも関わらず、結局最後は努力義務に留める姿勢は、これまでの記述を全く翻していることになる。	意見番号 42 の見解のとおりです。
44	・ 予-21 予-19 で設置を努力義務としていた「防災行政無線」を整備するとあるが、予 19 の努力義務と異なる。一貫性が全くない。	予-19 は情報の収集・連絡体制についての記述であり、予-21 は行政や防災関係機関との間の通信手段の確保についての記述であるため書き方に違いがあります。
45	・ 予-22 いずれの対応についても、“図る”と記述されているが、なぜ市職員が非常にすぐに全員集まれないのか。収集体制の整備は誰でも今すぐに図れるが、重要なのは、非常時に本当に迅速に集まれることである。このご時世において、まだ収集体制は整備できていないのか。本当だったとしたら、それは市としてひどい。	記載について見直しました。
46	・ 予-22 災害時に率先して実行するのは、公僕である市職員であるが、記述してあるのは、マニュアルを配ることや、研修を行うことであり、全くもって災害時に頼りになる職員を育成するものではない。再考すべき。	研修や職員の育成について引き続き検討します。
47	・ 予-23 市は、避難勧告等を発令する際に、また、土砂災害については、それらの解除を行う際にも、基本法第 61 条の 2 の規定に基づき、指定行政機関、指定地方行政機関（前橋地方気象台、河川管理者等）又は県（河川課、砂防課、各土木事務所等）に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。とあるが、これは市組織の内部マニュアルへの記述に留まるべきものであり、わざわざ防災計画に記述する	防災基本計画及び群馬県地域防災計画に市町村の行うこととして記述されている内容であるため、記載しております。

	必要があるものなのか。準備段階のものを防災計画に記述しておく必要性はない。	
48	・予-23 市は、国や県及び他の市町村等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。とあるが、これも、市組織内部マニュアルに記述するものである。単に、ページ数を稼いでいるだけと考えられる。市役所内の執務スペースの確保を、防災計画に記述する必要があるのか。	防災基本計画及び群馬県地域防災計画に市町村の行うこととして記述されている内容であるため、記載しております。
49	・予-23 消防本部は、消防組織法第39条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の消防本部との間での応援協定締結に努めるものとする。なお、群馬県では、昭和50年に県内の全消防本部が相互応援協定を締結し、平成30年に再締結した。とあるが、そうであれば、県内の応援協定は十分ではないか。さらに県内の協定締結に努める理由は何か。	平成30年に再締結したように、経年に伴い見直し等行うこともあるため、現在の状態として記述しています。
50	・予-23 消防本部は、消防組織法第44条の規定に基づく広域応援要請に関し、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。とあるが、これは防災に限った話ではなく、通常業務の話である。これを防災計画に記述する必要性はあるか。	防災に限った内容ではありませんが、防災上必要な内容でもあるため、記載しております。
51	・予-24 水災とあるが、水防との違いは何か。水防計画との関係性は何か。整合性が無さすぎる。	水災は洪水等の水による災害事象であり、水防はその水による災害への対策などのこととして用いています。
52	・予-24 水災に対する連携体制の構築とあるが、すぐ上に、連携体制の整備とある。これらの違いは何か。違いがある以上、現状の連携体制に違いがあることになる。これまで連携体制を構築していないのに、いきなり密接した連携は非常に難しい。	この節では、市の連携体制の整備、消防本部における応援体制の整備の後、防災関係機関との連携体制の整備について記述しています。ここでご指摘されている水災に対する連携体制の構築は、行政や防災関係機関全体での連携体制について記述した内容になります。
53	・予-25 防災中枢機能とあるが、具体的にどこか。防災機微上明らかにできない場合は、むしろ防災計画に記述しない方が良い。中途半端。	災害対応時に情報収集・共有、命令・指示等の発信等を行うための機能の通称となります。
54	・予-25 市庁舎が使用不可能となった場合に備え、桐生市市民文化会館を代替とする。とあるが、市民文化会館には必要不可欠な通信設備が整っているのか。整っていないのであれば、事実上、代替不可能である。それにも	代替施設用の物品等を備えることで対応しておりますが、他施設の活用も含め引き続き検討します。

	関わらず、代替とする本計画は成立しない。	
55	<p>・ 予-25</p> <p>5 災害時の業務を支援するシステムの検討、推進</p> <p>災害時の混乱状況の中、避難情報提供、被害状況収集、救助活動支援、支援物資管理等をシステム面から支援するため、各種情報システムやネットワークの保守、回復等の体制整備、システムの充実、改善策等を検討し、実現に向けた計画と実施に努める。とあるが、上記で通信システムの重要性を記述してきたにも関わらず、結局のところ、システムの充実に努める、とする考えは一貫性がない。</p>	ここでは、災害時の業務を支援するシステムについて検討、推進することについての記述であるため、このままとします。
56	<p>・ 予-27</p> <p>章タイトル中、日本赤十字社と災害拠点病院、公的医療機関、その他の医療機関の違いは何か。整理が必要。</p>	記載について今後検討します。
57	<p>・ 予-27</p> <p>自主防災組織は救助用資機材の整備に努めるものとし、市及び県（危機管理課）は、これを資金面で支援するものとする。とあるが、自主防災組織の定義・説明は予-37 であり、ここで記述するものではない。</p>	市が自主防災組織の活動に対して行う支援についての内容であるため記載しております。
58	<p>・ 予-27</p> <p>基幹災害拠点病院と急に記述されているが、定義されておらず、位置づけが不明である。前文では災害拠点病院のことを説明していたのに、急に基幹災害拠点病院の話になる。</p>	基幹災害拠点病院について補足説明を追記しました。
59	<p>・ 予-27</p> <p>県の災害派遣医療チーム（「DMAT」という。）とあるにもかかわらず、以下では、「群馬DMAT」として記述されている。細かいミスだが、ミスが多すぎる。</p>	括弧書きについては「災害派遣医療チーム」の通称を「DMAT」としており、群馬県のDMATに限る際に「群馬DMAT」としているため、このままとします。
60	<p>予-27</p> <p>救護班の整備 桐生市医師会等の協力を得て、救護班の編成数や構成、派遣基準や派遣方法等について協議・調整を図る。とあるが、主語がない。誰が調整を図るのか。</p>	主語について追記しました。
61	<p>・ 予-28</p> <p>市は、一度に多数の傷病者が発生した場合、交通が混乱して患者の搬送ができない場合に対応するため、桐生市医師会等と常に協力体制を形成しておくなど、確実な応急医療体制を整備する。また、日本赤十字社群馬県支部及び災害拠点病院である桐生厚生総合病院と協力し、赤十字 医療救護課の救護所等への派遣並びに傷病者の受入れについての連絡体制を確立するとともに、DMATとの連絡体制の整備に努める。とあるが、整備する/整備に努めるとの差は何か。連絡体制の整備はすぐに構築できるのに、努力</p>	記載について見直しました。

	目標として目標を下げるのは業務怠慢である。	
62	・予-28 災害医療の研究 日本赤十字社、災害拠点病院及び公的医療機関は、トリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修を推進するものとする。とあるが、なぜ、ここだけ市が他機関に研究、研修を要求するのか。	医療行為については医療機関が行うものであるためです。
63	・予-28 市内の災害拠点病院である桐生厚生総合病院との連携のほか、医療機関を十分に活用した後方医療体制の整備に努める。とあるが、主語がない。以下(1)～(3)も同様。	主語について追記しました。
64	・予-28 市及び県(健康福祉課、桐生保健福祉事務所)は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等保健医療活動の総合調整の実施体制整備に努めるものとする。とあるが、総合調整の実施体制整備とは何か。市及び県が、調整すれば良い話。	防災上必要な調整事項のため、記載しております。
65	・予-30 大規模災害時に予想される搬送路の寸断に備え、緊急輸送も確保できるよう、県(道路管理課、道路整備課、都市計画課、危機管理課、医療課)により、県警察及び道路管理者等と協議のうえ、主要な防災拠点及び輸送拠点を結ぶ「緊急輸送道路ネットワーク」の形成及び安全性が図られている。なお、市においては、同ネットワークの機能を補完する道路の選定に努めるものとする。とあるが、なぜ、ここだけ、緊急輸送道路ネットワークの進捗状況(安全性の向上が図られていること)が述べられているのか。なお書き以降の記述が重要と考えられるが、なお書きに留まっている理由が分からない。	記載について見直しました。
66	・予-30 章項節(見出し)において、ア、(ア)があり、非常に分かりにくい。見出しとして不適切である。	項目の番号付けは、公用文の規則に基づいており、このままの表記とします。
67	・予-31 道路管理者は、緊急輸送道路の構造について、災害に対する安全性の確保に努めるものとする。とあるが、道路の構造について、どのように安全性の確保に努めるというのか。また、次文では、改行しているにも関わらず、主語がない。	具体的な手段等については個別のマニュアルによるものとし、ここでは記載しておりません。主語については追記しました。
68	・予-31 なぜ、道路開発計画についてのみ"立案"するのか。ほかの計画では策定としている。	記載について見直しました。
69	・予-31 5(1)では、道路管理者は事前に資機材等を整備しておくものとする。とあるが、(4)で	ここでは、動員体制及び資機材等としているため、「配備」ではなく「整備」としています。

	は大雪の場合は、機材を事前配備するよう努めるものとする。とあり整合がない。	
70	・予-32 特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。とあるが、意味が分からない。指定緊急避難場所と指定避難所が同じ場合(相互に兼ねる場合?)は、特定の災害が生じても同じ避難所(指定緊急避難場所 or 指定避難所)を利用するため、不相当とはならないはず。	記載について引き続き検討します。
71	・予-32 指定緊急避難場所の指定基準は非常に重要であるため、箇条書きにするなど、より明確にしたほうが良いのでは。また、本計画で既に避難場所は決まっているはずであるため、具体的な避難場所を示すべきではないか。結局のところ本計画を見ても、どこに避難するのか分からない。	記載の仕方については、今後検討します。 なお、計画本文中では、指定緊急避難場所の指定基準について定めることが目的であるため、指定された指定緊急避難場所の名称等については、資料編にて一覧を掲載しております。
72	・予-32 指定避難所についても上記同様である。	指定避難所について、意見番号 71 と同様の見解です。
73	・予-33 市は、指定避難所となる施設については、あらかじめ、必要な機能を整理し、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。とあるが、そもそも、避難所を指定する際に、あらかじめ必要な機能(換気、照明)が整っているのか事前に調査し、ある程度の生活環境を確保できることは分かっているはずである。それにも関わらず、なぜ、更なる整備が必要なのか。指定する順番が違う。	指定避難所は既存の施設を利用しているため、それらの施設は、集団が長時間滞在・宿泊することを想定されておりません。そのため、避難所として使用した際、必要最低限の生活環境の確保ができるよう整備に努めることについて記述しております。
74	・予-33 また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。とあるが、上記同様、あらかじめ調査したうえで避難所を指定しているはずでは。	意見番号 73 の見解のとおりです。
75	・予-33 市は、指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、炊き出し用具(LPガスやカセットコンロ等の熱源を含む。)、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努めるものとする。とあるが、現状において、市は物資の備蓄をしていないのか。備蓄を努力義務とする理由はあるのか。現状において、備蓄が整っていない指定避難所があることを自ら暴露している。今すぐに備蓄整備する必要がある。	桐生市では、現状で食料や生活用品などの備蓄を行っております(備蓄品については、資料編 14-1 災害備蓄品等備蓄状況 に掲載)。 なお、備蓄品については、被災の想定の見直しや社会情勢の変化により、内容や数量が変化していきます。桐生市でも引き続き必要な物資の検討や確保に努めて参ります。

76	<p>・予-33</p> <p>指定避難所の運営管理については、地域住民、市職員及び施設管理者が協働で行うものとする。そのために市は、三者協働による指定避難所の運営管理ができるよう必要な知識普及、避難所運営についての理解促進及び住民の体制整備への協力を努めるものとする。とあるが、これは市の責任逃れである。指定避難所の「管理」は、何か生じた際に責任を負うものである。運営（手伝い）ならまだしも、管理まで地域住民に負わせることは、責任まで地域住民に負わせることになる指定避難所の管理は最後まで市が負うべき。</p>	<p>昨今の災害における避難所運営での教訓として、被災者が相互に助け合いながら自治的な組織が主体的に避難所運営に関与することが重要とされています。桐生市でも地域住民、市職員、施設管理者が協働で避難所運営に携わることで、良好な避難所運営を目指しておりますのでご理解ください。</p>
77	<p>・予-33</p> <p>指定避難所の運営管理について、地域住民が行うとすれば、地域住民の定義は何か。誰が指名するのか。その地域住民の管理能力は適正なのか。災害時、避難所は必ず混乱する、24 時間体制となる。病人が出た際の対応はどうするのか。また、災害本部をはじめ様々な関係先との連絡調整など、過酷で運営管理を求められるが、それを地域住民に任すのは正に責任逃れ、業務放棄である。本当に任せられるのか。指定避難所の運営と管理をまとめて考えること自体、再考すべき。</p>	<p>意見番号 76 の見解のとおり、地域住民、市職員、施設管理者の三者が協働で行うことを目指しております。また桐生市では、地元自治会や自主防災組織と避難所運営について顔の見える関係づくりなど、体制整備を推進しております。</p>
78	<p>・予-33</p> <p>市は、避難が迅速かつ安全に行われるよう、指定緊急避難場所及び指定避難所の案内標識の設置に努めるものとする。とあるが、案内標識の設置ですら努力義務なのか。案内標識のない指定避難所は意味があるのか。なぜ、設置するものと記述しないのか。努力義務とする理由はあるのか。</p>	<p>指定避難所、指定緊急避難場所については、ハザードマップに記載するなどのソフト面で周知を行っておりますが、案内標識の設置といったハード面については、引き続き検討します。</p>
79	<p>・予-34</p> <p>市は、台風の接近が予想される際や大雨により、洪水や土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとき、事前に避難を希望する人を受入れるための施設を自主避難所として選定し、住民への周知に努めるものとする。とあるが、住民への周知すら努力義務なのか。なぜ、“住民へ周知する”と記述できないのか。</p>	<p>記載について見直しました。</p>
80	<p>・予-34</p> <p>市は、台風や大雨など、自宅外への退避の期間が数時間から数日程度と、比較的短期間で済むと見込まれる災害の際に、家庭動物同行者が自家用車で避難し、車中に留まることができる場所を選定し、住民への周知に努めるものとする。とあるが、住民への周知すら努力義務なのか。なぜ、“住民へ周知する”と記述できないのか。</p>	<p>記載について見直しました。</p>

81	<p>・予-34</p> <p>また、家庭動物同行者の避難場所の選定にあたっては、災害及び二次災害のおそれのない場所とし、トイレ等の滞在に必要な設備にも留意するものとする。とあるが、災害のおそれのない場所を選ぶのは当然であるゆえ、トイレ等の滞在に必要な設備にも留意するとの意味が不明である。誰のためのトイレか、そのトイレの滞在に必要な設備とは何か。説明が足りない。</p>	<p>指定避難所等の指定と同様に、二次災害のおそれのない場所を選定するのは当然ですが、必要条件であるため記述しております。また、トイレ等については、避難者のためのものであるため、その旨を補足します。</p>
82	<p>・予-35</p> <p>市は、地域の地理的条件や過去の災害等をふまえ、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄を推進するものとし、必要な食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の確保と供給が出来ない場合は、県(危機管理課)又は相互応援協定締結市町村などに対し応援を要請するものとする。とあるが、まず、どの程度の備蓄が必要なのか、市は把握(計算)しているのか。計算が足りているのであれば、更なる増資をすれば良いし、足らなければ早急に確保する必要があるが、本文では単純に備蓄をする、だけである。タイトルには備蓄計画とあるが、以降には計画策定などの記述はない。本指摘は、どの程度の備蓄が必要なのか、タイトルどおりの"備蓄計画"に基づき対応すべきというものであるが、タイトルだけで、中身(具体性)のない記述である。</p>	<p>県の被害想定に基づき避難者数の想定並びに必要とされる備蓄の量も算出しております。しかしながら、想定を超える災害の発生など、市単独の備蓄では賄いきれない場合に備え、国や県、近隣自治体との連携を今後も進めて参ります。</p>
83	<p>・予-35</p> <p>調達計画についても、上記同様、タイトルだけで、中身(具体性)のない記述である。</p>	<p>物資調達について引き続き検討します。</p>
84	<p>・予-36</p> <p>広告媒体の整備を図るとあるが、誰がどの整備をどのように図るのか。具体的に示されたい。例えば、携帯電話やIP通信網は誰が整備するのか。無線、Lアラートは誰が整備するのか。現状記述はあいまいなため、結局誰もやらない。</p>	<p>冒頭に「市、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等は、(中略)次のとおり広報体制の整備を図るものとする。」と実施主体を定めております。そのため、「広報媒体の整備」についても主語は「市、県(メディアプロモーション課ほか)及びライフライン事業者等」となります。</p>
85	<p>・予-36</p> <p>広聴体制の整備について、至極当然の内容であり、項目を立てて記述するに値しない。</p>	<p>防災上必要な事項であるため、記載しております。</p>
86	<p>・予-37</p> <p>市、県及びその他防災関係機関は、複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。とあるが、この防災計画は、それぞれ個別に計画立てされており、さらには別冊としているため、複合災害が生じた場合に、どの〇〇編を見ればよいのか、非常に使いづらい。全編の防災計画を見る</p>	<p>複合災害への対応はそれぞれの災害対策編に基づくこととなりますが、記載の方法については、引き続き検討します。</p>

	ものとするれば、文章量が多く、現実的ではない。記述内容と実際の内容が相違しており、矛盾している。	
87	・予-37 複合災害を想定した訓練の実施について、なぜ図上訓練に限るのか。なぜ実動訓練を実施しようと考えないのか。訓練の実施と言いながら、図上だけの訓練とする姿勢が、防災に対する意識の低さを露呈している。	風水害や地震などそれぞれを想定した訓練の実施のうえ、複合災害想定訓練についても引き続き検討します。
88	・予-38 避難訓練の実施において、なぜ1番目が県主催の避難訓練なのか。市の防災計画であれば、まずは、市の訓練を記述するのが普通ではないか。冒頭部分は、県の防災計画であり、市の防災計画ではない。	群馬県総合防災訓練については、県内の市が持ち回りで県と共催することから、桐生市においても関係する内容となっております。 なお、市の訓練との記載の仕方については今後検討します。
89	・予-38 市は、地域における第1義的な防災機関として災害応急対策の円滑な実施を確保するため、他の防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、総合的な訓練を実施するものとする。とあるが、総合的な訓練とは何か。予-37では図上訓練とあり、実際の避難訓練を行わせないようにしていた。単純に「市は年〇回以上、〇地域に対して、防災訓練をする」となぜ宣言できないのか。だから訳の分からない文章をつなげているだけで、やる気が感じられない。	予-37の記述については、複合災害に関する内容のため、現状では行う訓練の幅に差があります。なお、訓練の詳細については、関係機関との調整を要することから記述しておりません。
90	・予-38 水防訓練の実施について、時期は効果のある時期、地域は危険区域等、実施時期については、図上又は機関と連絡する、とあるが、具体的が全くなく、つまり何も考えていない。	記載について見直しました。
91	・予-38 避難等救助訓練の実施について、(2)について他業者には随時訓練を実施するものとしながら、(1)の市に係る部分については、必要に応じ訓練を実施としている。他人には厳しく、自分に甘い、自己都合的な内容である。恥ずかしくないのか。	記載について見直しました。
92	・予-38 その他の訓練について、年1回以上訓練をするとあるが、一体何の訓練をするのか。上記では必要に応じてだとか、図上だとか、回りくどく実施するような、しないような言い回しであったが、その他の訓練では年1回以上するという。整合性がない。	訓練内容については本文中の枠内1~5が該当します。また、整合性等、記載については今後検討します。
93	・予-39 広域的な訓練の実施について、積極的に盛り込むとあるが、何をどこに盛り込むのか。そもそも、盛り込むという言葉選びは正しいのか。	記載について見直しました。
94	・予-39	予-37については、複合災害についての記述とな

	図上訓練の実施について、すでに予-37 で記述済みで、改めて記述する必要性はない。	ります。
95	・予-39 実践的な訓練の実施と事後評価について、至極当然の内容であり、記述する必要はない。	訓練を行ううえで必要な事項であるため、記載しております。
96	・予-41 防災(減災)活動へのより広い層の参加について、主語がなく、誰が何を実施するのか、全く不明である。	主語について追記しました。
97	・予-42 全項目において、主語がなく、誰が何を実施するのか、全く不明である。	主語について追記しました。
98	・予-43 市は、防災週間、水防月間、防災関連行事等を通じ、住民及び市職員に対し、以下の事項の周知、徹底を図るものとする。とあるが、市が市職員に対して周知、徹底を図るものではなく、市が市職員に対して教育を行うものではないか。住民と市職員が同じ扱いとなっているが、それでよいのか。	住民への防災知識の普及についての内容のため、記載について見直しました。
99	・予-43 (4) 浸水想定区域内、土砂災害警戒区域等内に居住する住民に関して、風水害リスクの高い地域に居住していることの覚悟を持つこと。とあるが、区域内の住民に対して覚悟を持つということか。覚悟とは、意味合いによっては、あきらめ・観念するということだが、住民に対して命や財産をあきらめる・観念しろということか。市としてあるまじき文章であり、腹立たしい文章である。	ご指摘の箇所につきまして、言葉の意味合いを考慮し、記載を見直しました。
100	・予-43 防災知識の普及とあるが、住民が危険性を察知して、万全に(早期に、安全に)避難し、自身の命、財産を守ることが肝要であると考えるが、(4)の内容は、防災知識の普及に当てはまるのか。	風水害のリスクがあり、被災の可能性について知るということで、防災知識の普及の事項としています。
101	・予-44 “輻輳”は一般的に分かりやすい言葉か。すぐ後文に、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。とあるが、推進どころか後退している。	記載について引き続き検討します。 なお、後文は別の項となります。
102	・予-44 学校教育による防災知識の普及について、特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。とあるが、予-43(4)と整合性を持たせれば、災害リスクがある学校に通う児童及び生徒に関して、風水害リスクの高い地域の学校に通学していることの覚悟を持つこと。となるはずが、そうではない。	意見番号 99 において、参照元の文章について見直しました。
103	・予-44	意見番号 35 の見解のとおりです。

	また、防災教育を行うに当たって、防災を教えるだけでなく、防災を通じた実践教育を行うことのできる「防災が得意な教員」の育成に努めるものとする。とあるが、主語がなく、誰がどのように実施するのか、不明である。	
104	・予-44 市は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。とあるが、指導できるのは、相当習熟した職員となるが、これまでの指摘から、適切に指導できる職員がいないと思われる。いるのであれば、このような計画を作成していない。	防災訓練の実施指導について、引き続き検討します。
105	・予-45 要配慮者への配慮について、主語がない。	主語について追記しました。
106	・予-45 男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立について、主語がない。	主語について追記しました。
107	・予-45 男女共同参画の観点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整に努めるものとする。とあるが、具体的にどの対応について、庁内及び避難所等における連絡調整を行うのか。具体性がないため、文章が意味不明で、無意味である。	対応内容について追記しました。
108	・予-45 疑似体験装置等の活用について、主語がない。	主語について追記しました。
109	・予-45 市は、小口・混載の支援物資を送ることは、被災地方公共団体に負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。とあるが、負担になる／ならないは、被災地自治体の状況によるため、ひとえに小口・混載の支援物資を送ること＝負担になるとの考え方は偏っている。	全国で起きた災害時に実際あったことからの教訓です。防災基本計画、群馬県地域防災計画も同様の記述です。
110	・予-46 市及び県（危機管理課）は、自主防災組織の組織率100%を目指し、次により、その育成強化を図るものとする。とあるが、組織率100%とは、どのように算出されるのか。また、いくつ自主防災組織があればよいか。組織率だけでなく、人数も重要ではないか。	自主防災組織の組織率の求め方は自治体によりますが、桐生市においては自治会・町会を組織の単位とし、その自治会・町会の人口から組織率を求めています。
111	・予-46 市は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において平常時の登録や研修制度について検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。とあるが、ボランティアは、任意の活動であるため、い	日頃から社会福祉協議会やボランティア協議会等との連携強化に努めておりますが、ご指摘のとおりボランティアについては不確実な部分もありますので、引き続き体制整備を行って参ります。

	つ、誰が、どのくらい、参加してもらえるのか、全く読めない、それにも関わらず、専門ボランティアと災害時の連携体制を確立するとあるが、どう確立するのか。絵空事である。	
112	・予-47 市は、行政・NPO法人・ボランティア等の三者で連携し、・・・とあるが、災害が発生していない状況（ボランティアがいない状況）で、どのようにボランティアと連携するのか。絵空事である。	平時においては、ボランティア協議会等の組織との連携強化に努めております。
113	・予-47 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂のボランティア等による処理体制とあるが、以下の文章では、連絡体制の構築、環境整備について記述しており、処理体制については記述されていない。	処理体制については、今後検討します。
114	・予-47 事業所のトップから一般職員に至る職員・・・とあるが、一般職員とは何か。事業所の全職員とすれば分かりやすいはずが、なぜ、このような言い方になるのか。他市の防災計画を単純にコピーしているからではないか。	事業所については、他事業所の管理者が経営を兼ねている場合など、勤労者の形態が様々であることを鑑み、このままの表記とします。
115	・予-47 (1) 市及び県は、事業所等に対し、地域の防災訓練への積極的な参加を呼びかけ、また防災に関するアドバイスをを行うものとする。 (3) 市は、企業をコミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。 とあるが、(1)と(3)で何が違うのか。事業所等と記述したり、企業と記述したり。他市の防災計画を単純にコピーしているからではないか。	記載について見直しました。
116	・予-47 (4) 浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。とあるが、そもそも(4)は市が努めるものではないか。市が努めるものの中に、他者に義務付けている項目が含まれており、不適切である。	水防法第 15 条の 3 に定められた内容であるため、記載しております。
117	・予-47 (5) についても、上記同様。	介護保険法関連法令の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第 26 条に定め

		られた内容であるため、記載しております。
118	・予-48 (7)についても、上記同様。	中小企業等経営強化法第50条に定められた内容であるため、記載しております。
119	・予-48 市内の一定の地区内に居住する住民・・・とは、誰のことか。当該地区に事業者を有する事業者と・・・とは、誰のことか。	ここでいう住民や事業者が共同して行う防災訓練や策定される地区防災計画については、町会を単位にするなどの制限は設けず、任意の範囲の地区で行うものであるため、当表記となります。
120	・予-48 (1) 市内の一定の地区内に居住する住民及び当該地区に事業者を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。とあるが、住民や事業者が、自発的な防災活動について、必要に応じて、地区防災計画を作り、市防災会議に提案させるのか。何百人もの住民が策定したら、防災会議で審議するのか。また、地区防災計画がいきなり出てくるが、どの位置付けか。	地域防災計画が市町村単位で策定されるものであるのに対し、地区防災計画は町会、小学校区、災害リスクの範囲など、その市町村内の一定の地区単位で策定されるものになります。個人単位での策定及び市防災会議への提出は想定しておりません。地区防災計画の位置づけ等の説明については、今後検討します。
121	・予-48 (1)と(2)の順番が逆ではないか。まずは、地区防災計画を定義したうえで、計画について記述すべきではないか。	(1)で地区防災計画の策定について、(2)で策定された地区防災計画を市町村地域防災計画に定めることについての記述であり、このままとします。
122	・予-49 近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下・・・とは、どういう意味か。意味が不明である。また、家庭や地域の療育・介護機能の低下とは意味が不明だが、機能は確実に低下するのかも疑問である。	記載について今後検討します。
123	・予-49 災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。とあるが、総-2において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦及びその他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）とあり、整合していない。予-49では、傷病者や外国人が追加されている。	以下、「要配慮者」というとしているため、記載について見直しました。
124	・予-49 用語の定義とあるが、総-2と若干異なる。	総-2では「その他の特に配慮を要する者」としてありますが、意見番号123も踏まえ定義の記載について見直しました。
125	・予-49 (2)において、要配慮者の記述があるが、正しくは、避難行動要支援者ではないのか。	避難行動要支援者は要配慮者に含まれ、その名簿作成にあたり、要配慮者に関する情報を扱うことについての記述であるため、このままとします。
126	・予-50 避難支援等関係者とあるが、定義付けされていない。高崎市地域防災計画では、きちん	(3)避難支援者等関係者となる者に記載しております。

	と定義付けされている。雑にコピーしているから、こうなる。	
127	・予-50 市の条例の定めにより・・・とあるが、具体的に何の条例か、正確に示されたい。	「桐生市避難行動要支援者制度実施要綱」が該当します。また、計画中に記載します。
128	・予-50 また、市、県及び福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。とあるが、福祉関係者とは、どこの誰か。推進に努めるとあるが、どこの誰か分からないため、意味のない文章である。	福祉施設の管理者等を想定しております。記述については今後検討します。
129	・予-51 桐生市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画とは、何か。これ以降何の記述もない。	避難行動要支援者名簿の作成や、災害時に避難行動要支援者の個別の支援協力体制等をまとめる計画になります。なお、個別の計画についての説明は、本計画内では行いません。
130	・予-51 災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災計画を実施するよう努める。とあるが、まず、主語がない。タイトルには、「防災訓練の実施」とあるにも関わらず、文書では、実施するよう努めるとあり、タイトルと違う。	主語については、冒頭に「市は、(中略)整備に取り組む。」としており、以降の整備事項についての主語は市となります。 タイトルと文章についてですが、「実施」について「努める」とするものであり、このままとします。
131	・予-51 タイトルに、福祉避難所の指定・整備とあるにも関わらず、文章では、整備するよう努める。とあり、タイトルと違う。また、(5)中、要配慮者ではなく避難行動要支援者ではないか。	タイトルと文章についてですが、意見番号 130 の見解と同様に、「指定・整備」について「努める」とするものであり、このままとします。 また、支援の対象ですが、避難行動要支援者に限らない内容のため、このままとします。
132	・予-51 (6)についても、上記同様、主語がなく、タイトルと文章が異なる。	主語については意見番号 130 の見解と同様です。また、タイトルと文章についてですが、意見番号 130、131 の見解と同様に、「設置・運営訓練」について「努める」とするものであり、このままとします。
133	・予-51 人材の確保について、タイトルと文章が異なる。文章では、ネットワーク化に努めるとあり、人材の確保は目的となっている。文章構成がおかしい。	記載について見直しました。
134	・予-53 要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備するものとする。とあるが、次により記述しているのは「整備」である。つまり、イの場合、要配慮者利用施設の管理者は、防災気象情報の的確な入手手段の整備により、施設の防災体制を整備するものとする。となり、文章がおかしい。	情報入手手段の整備も防災体制整備の一環であるため、記載しております。
135	・予-53 イ 市は、要配慮者利用施設との緊急連絡体制を整備する。 ウ 市は、要配慮者利用施設に避難勧告等の避難情報を提供するとともに、そのため	内容、手段が異なるため、このままの表記とします。

	<p>の伝達体制を整備する。</p> <p>エ 市は、要配慮者利用施設に防災気象情報の提供を行う。</p> <p>とあるが、すべて同じ内容であり、3つの項目に分ける必要性はない。</p>	
136	<p>・予-53</p> <p>消防本部及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、次の支援を行うものとする。</p> <p>(1) 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備</p> <p>(2) 避難行動要支援者が参加できる防災教育等の開催に努めること</p> <p>とあるが、(1)の場合、消防本部及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、避難誘導、救出等に対する支援体制の整備の支援を行うものとする。となり、文章がおかしい。</p>	記載について見直しました。
137	<p>・予-53</p> <p>8 地域住民及び自主防災支援の支援について、タイトルと文章が一致していない。</p>	表記について今後検討します。
138	<p>・予-54</p> <p>10 防災と福祉の連携について、いつの間にか、対象者が高齢者のみになっている。</p>	この項では、高齢者についての内容であるため、このままとします。